

令和8年6月4日
大 木 町

指名停止措置について

指名停止措置の概要

1 指名停止業者

住 所 福岡県福岡市中央区天神1丁目14-18
商号又は名称 株式会社 大林組 九州支店

2 指名停止の期間

令和8年6月4日から令和8年7月3日まで（1か月間）

3 事実概要

（株）大林組は、同社が代表構成員を務める共同企業体が施工中の「中央新幹線第四南巨摩トンネル新設（東工区）ほか」において、令和6年10月4日に発生した労働災害について、所轄の労働基準監督署に事実と異なる説明を行っていたとして、同社及び同社社員2名が、労働安全衛生法違反により、令和8年3月24日付けで鯉沢簡易裁判所から罰金刑の略式命令を受けた。

4 指名停止の理由

上記の事実は、大木町指名停止措置要綱別表その2第9号に該当する。

【大木町指名停止措置要綱 別表その2第9号】

措置要件	期間
（不正又は不誠実な行為） （9）別表その1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、町発注工事等の請負契約の相手方として不適當であると認められるとき。	当該認定をした日から1月以上9月以内

問合せ先

大木町役場総務課
担当：野口、北原
電話：0944-32-1035（直通）